

石川県公報

平成29年5月31日（水曜日）

号 外

（第42号）

目 次

選挙管理委員会			
○石川県公職選挙事務執行規程の一部改正	1	○政治資金規正法の規定による少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部改正	2
○石川県国民審査事務執行規程の一部改正	1		

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第35号

石川県公職選挙事務執行規程（昭和30年石川県選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成29年5月31日

石川県選挙管理委員会

第5条中「令第1条」を「令第1条の3」に改める。

第8条中「毎年三月、六月、九月及び十一月の各月の一日（法第111条第1項ただし書の規定により登録の日を変更した場合は、その登録の日）又は法第111条第1項若しくは法第116条の規定」を「法第111条第1項若しくは第112項又は法第116条の規定」に改める。

第1号様式中「第2項」を「第252条」に、「第1条」を「第1条の3」に改める。

第6号様式（その1）中

名簿登録日	年月日	名簿縦覧期間	年月日から年月日まで
-------	-----	--------	------------

を

名簿登録日	年月日
-------	-----

に改め、

同様式（その2）中

名簿登録を必要とした選挙	被登録資格決定基準日	名簿登録日	名簿縦覧期間
年月日執行何選挙	年月日	年月日	年月日から年月日まで

を

名簿登録を必要とした選挙	被登録資格決定基準日	名簿登録日
年月日執行何選挙	年月日	年月日

に改める。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

石川県選挙管理委員会告示第36号

石川県国民審査事務執行規程（昭和30年石川県選挙管理委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年5月31日

石川県選挙管理委員会

第14条中「令第10条」を「令第19条第1項」に改める。

第15条中「氏名等」を「令第19条第1項の規定による氏名等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（氏名等した場合における掲示様式）

第十五条の二 法第十四条の二第三項の規定による掲示は、別記第七号の二様式に準じてするものとする。

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

別記様式第3号を次のように改める。
別記様式第3号(第4条関係)

年 月 日

少額領収書等の写しに係る提出命令期間の延長について

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 殿

国会議員関係政治団体の名称
会計責任者の氏名

少額領収書等の写しに係る提出命令(年 月 日付け第 号)により通知のありましたことについて、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条の16第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号)第19条第1項の規定に基づき、提出期間の延長を申出いたします。

記

- 1 延長を求める期間 30日間
- 2 命令があった日 年 月 日
- 3 延長を求める理由
 - (1) 選挙期間中であるため(第1号に該当)
公職の候補者の氏名
・選挙の種類
 衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙
 その他(以下に具体的に記入してください。)
 - (2) 提出期間を延長することにつき正当な事由があるため(第2号に該当)
(事務の状況その他の事情)

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

